

大谷さんの実践報告に寄せて

長谷川 淳

ロシアのオペレーション法をもとにアメリカで研究され体系化された「作業分析」が日本に紹介されたのは、1949年である。この方法は、戦後の技術教育にかなりの影響を及ぼし、教育課程の編成と教授法の改善に役立った。しかし学校教育、特に中学校教育の分野では、当時、問題解決学習、プロジェクト法が優位を占め、「作業分析」は数年にして忘れ去られてしまった。しかし職業訓練の分野では、作業分析が定着し、一定の役割を果しながら、今日に至っている。この、職業訓練において有効であること、技能工の養成に役立っていることが、作業分析が学校教育の分野からじりぞけられるに至った理由の一つである。

しかしその後、1959年にダニロフ・イエシボフの『教授学』が翻訳紹介されるにあたり、この方法を、単に技能訓練の方法であるとしてしりぞけることが誤りであることが、次第に認められるようになった。さらに、雑誌『現代教育科学』235号(1977年1月)に「生産教授の教授学の基礎」について紹介され、その中で、オペレーション法にはじまる技術教育の教授法の歴史、その意義、ソビエトにおける教授法研究の動向、今後の研究課題などが紹介され、「技術教育研究会」においてオペレーション法、作業分析法の再評価ならびに研究が行われはじめている。

大谷さんの報告は、技教研グループの、実践研究報告の第1号と言ってもよい。この報告の「はじめに」に述べられているように、長い間技術教育界で支配的だったプロジェクト法に批判を加え、実践によってオペレーション=複合法の有効性を実証しようとしたも

ので、貴重な注目すべき実践報告である。

これまでの「学習指導要領」によれば、「実践活動を通じたり、「実践を中心」としたり、「勤労にかかる体験的学習」を行なったりすることが目的であり、まずははじめに提示されるものが「題材」であった。これに対して大谷さんは、まず、教えるべき知識や技能があって、その教育に適した題材を選び、それに適した指導計画をたてることを提案している。そのため、どんな技能(オペレーション)を教えるべきか、そのオペレーションをどのように複合するか、という手順を経てプロジェクトを選定している。もちろん大谷さんは、「作業分析」や「オペレーション法」の欠陥を補い、最近のソビエトの研究成果に学び、オペレーションと理論的知識の複合を重視し、理論と実践との統一を指向している。

大谷さんは、中学校段階であることを十分考慮して「教育的条件における労働プロセス」から「教授システム」を導き出す(本誌別稿「生産教授のシステム」参照)ために、技術学の基本、合理的な作業組織の教授を重視して、「労多くして無益な」作業、「危険を伴う作業」「熟練した技能を必要とする工作法」を、フリックラント法による作業分析や「生産的条件における労働プロセス」(同上別稿)から思い切って削除している点が、1つの特徴である。

附表「私の選出したオペレーション」に見られるように、その特徴の1つは、「主な工具」をあげていることである。オペレーションの多くは、道具による作業、道具の使い方であり、オペレーションと道具を併記しておくことは、オペレーションを具体的に把握さ

せ理解させる上で重要である。

また、この同じ表の「オペレーション」の欄に「接合の理論と接合」という項目がある。これは、接合のオペレーションと接合の理論とを結びつけ、オペレーション=複合法をみのりあるものにしようという大谷さんの積極的な意図のあらわれである。しかし分析表としてのまとまりという点から見ると、不統一の感があり、これは「4.木材加工学習計画」の中に記し、別の教授の場で学習させるか、あるいは、「インストラクション・シート」に記しておくかする方がよいのではないかろうか。もちろん形式だけのことを指摘しているのであって、「接合の理論と接合」の教授は、木材加工の教授プロセスの重要な部分である

ことは言うまでもない。

同じことは、「本材加工学習計画」の中の「基本工作法(2)、<ジョブ>—のみとき」についても言える。「のみとき」は、ジョブと言うよりもむしろオペレーションであって、(1)のジョブに組み入れるか、(3)のジョブに組み入れた方が、「学習計画」としてのまとまりができるのではないだろうか。

大谷さんの実践とその報告は、技教研のものとしては最初の、きわめて貴重なものである。この実践をさらに精緻なものとし、これを出発点として、金属加工、機械、電気、その他の分野に拡大して実践し、その経験を積み、『技術教育の教授法』の研究に資することを、大いに期待したい。

技術教育研究会・規約

第1条 この会は、技術教育研究会といい、事務局を東京都おく。

第2条 この会は、教育基本法の精神に基いて、国民的立場からひろく技術教育の理論と実際を研究することを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、つきのような活動を行なう。

1. 研究会、講習会、懇談会の開催
2. 機関誌の編集・発行
3. 研究成果の刊行
4. 研究サークルの育成
5. その他必要な活動

第4条 この会の目的に賛同するものは、会員となることができる。

第5条 この会につきのような機関をおく。

1. 総会=総会は、この会の最高決議機関であり、原則として年1回開く。
2. 委員会=委員会は、総会につぐ議決機関で、総会までの会務の処理にあたる。委員は総会で選出される。
3. 常任委員会=常任委員会は、この会

の事業を積極的に推進する。常任委員は委員の互選による。

4. 代表委員=代表委員は常任委員の互選による。代表委員は会を代表する。

5. 事務局=常任委員会のもとに事務局をおく。事務局は会務を執行する。

6. 支部=会員が3名以上いる都道府県に支部をおくことができる。支部の運営は支部の合議による。

第6条 この会の運営は、会費、会の活動による収益および寄附金によってまかなう。会費は年1,500円とする。

第7条 この会の会計年度は8月より翌年7月末日までとする。

付 則

1. この会則は1970年8月7日より実施する。
2. この改正規約は1972年8月1日より実施する。
3. この改正規約は1974年8月1日より実施する。